

平成30年千葉市教育委員会会議
第5回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成30年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 平成30年5月23日(水)

午後2時00分開会

午後2時30分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 和田 麻理
委 員 小西 朱見
委 員 千葉 雅昭
委 員 藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	教 育 支 援 課 長	福本 順
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	保 健 体 育 課 長	古山 智和
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	教 育 セ ン タ ー 所 長	根本 厚
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	浅野 一久
中 央 図 書 館 長	小林 幹弘	生 涯 学 習 振 興 課 長	山田 利雄
総 務 課 長	國方 俊治	文 化 財 課 長	稲葉 健一
企 画 課 長	伊原 浩昭	教 育 職 員 課 教 職 員 担 当 課 長	山下 敦史
教 育 職 員 課 長	武 大介	総 務 課 総 括 主 幹	石井美代子
学 校 施 設 課 長	杉山 信弘	総 務 課 長 補 佐	大須賀隆之
学 事 課 長	御園生博文		
教 育 指 導 課 長	中嶋のり子		

書 記 総務課総務班主査 高桑 太綱 総 務 課 主 事 鈴木 理沙
総務課主査補 今井 純子

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
過半数の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より和田委員を指名
- 4 会期の決定
平成30年5月23日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
平成30年第1回臨時会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第20号及び第21号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 平成30年5月1日現在の児童生徒数について
御園生学事課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第17号 陳情について
中嶋教育指導課長より説明があった後、審議。陳情第1号について、不採択と議決した。
議案第18号 平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択方針について
議案第19号 平成31年度使用高等学校用教科用図書採択方針について
中嶋教育指導課長より一括して説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第20号 千葉県個人情報保護条例による個人情報訂正請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
議案第21号 千葉県個人情報保護条例による個人情報訂正請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について
國方総務課長より一括して説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 平成30年5月1日現在の児童生徒数について

磯野教育長 学事課長、説明をお願いいたします。

御園生学事課長 報告事項(1)平成30年5月1日現在の児童生徒数について、資料1ページをお願いします。

千葉県立小中学校の児童生徒数につきましては、文部科学省が行っている学校基本調査に合わせて5月1日現在の児童生徒数を各小中学校から報告を受けて集計しています。

平成30年度の調査で5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子2万4,594人、女子2万3,548人の計4万8,142人であり、中学校では男子1万1,953人、女子1万1,377人の計2万3,330人でした。

調査結果につきましては、集計後に千葉県ホームページにて公表しており、今年度も5月末までに公表する予定です。

参考としまして、直近5年間の千葉県立小中学校児童生徒数の推移と特別支援学級児童生徒数の推移をお示ししてございます。以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問含め、何かございますか。

はい、和田委員。

和田委員 ちょっと本筋と違う部分かもしれないのですが、小学校から中学校に上がるときに、当然、私立に行っている子どもたちがいると思います。中学からまた転入してきたりすると思うのではっきりわからないのかもしれないのですが、大体千葉県全体のどのくらいの児童が私立などの、市立中学以外に進学をするのでしょうか。

御園生学事課長 すぐに正確な数字が申し上げられず申しわけありません。学校によってかなり、地域によって地元の中学校に入る割合というのは異なっておるわけですが、全体としての数字について確認したいと思います。

和田委員 行く行く教えていただければと思います。お願いします。

磯野教育長 資料提供でよろしいですね。

和田委員 はい。

御園生学事課長 承知しました。

磯野教育長 そのほか、よろしいですか。

次に、議決事項にかかわる審議に移ります。なお、藤川委員に

おかれましては、議案第17号、18号及び19号の議案に関する教科用図書の策定に関係していることですので、議案第17号から19号については控室にてお願いいたします。

(藤川委員、退出)

議案第17号 陳情について

磯野教育長 教育指導課長、説明をお願いいたします。

中嶋教育指導課長 議案第17号の教科書採択等に関連し、教育委員宛てに提出された陳情について説明します。

議案17号の陳情は、「2018年度における公正な教科書採択のために（要望書）」について次の6点を要望しています。

1、採択の公開性を高めること、2、各学校及び現場教員の意見を尊重すること、3、調査研究委員会及び選定委員会の人事構成と報告書の内容を尊重すること、4、教育委員会における採択について教育委員の説明責任を果たせるよう無記名投票は行わないこと、5、教科書展示会の開催方法を改善すること、6、市立高等学校の教科書採択について公正に行うことです。

これらのことについて見解を申し上げます。

最初に、「採択の公開性を高めること」についてですが、本市では採択に係わる教育委員会会議を公開するとともに、市専門調査委員会及び選定委員会の経過説明を行っております。また、傍聴者数に関しては、通常の委員会会議よりも傍聴人数の枠を広げる等の対応をしております。さらに、採択に係わる関係書類を採択期間が終了する9月1日以降に市政情報室及び市内図書館において公開することとしています。

次に、「各学校及び現場教員の意見を尊重すること」「調査研究委員会及び選定委員会の人事構成と報告書の内容を尊重すること」についてあわせて述べさせていただきます。

教科用図書の調査研究に際し、教育に関して豊富な経験を有し、教科用図書研究について識見を有する教員を選任していることから、各学校及び授業を行う教員の意見が尊重されており、報告書の内容に反映しているものと考えます。

次に、「調査研究委員会及び選定委員会の人事構成と報告書の内容を尊重すること」について、選定委員会は教育委員会関係者だけでなく小学校校長会、中学校校長会、特別支援学級設置校校長会の代表、市教育研究会の代表者から組織されておしま

す。また、広く市民の意見を聞くため、意見聴取者として千葉市PTA連絡協議会及び千葉市子ども会育成連絡会の代表を委嘱しております。選定委員会で審議された調査研究報告書については、採択会議で多角的な視点から議論できるよう時間を十分にとり、採択権者の判断に資するよう充実したものとなるよう努めております。

次に「教育委員会における採択について教育委員の説明責任を果たせるよう無記名投票は行わないこと」につきましても、採択に係わる教育委員会会議を公開で行うことで採択が採択権者である教育委員会の判断に資し、公正かつ適切に審議されていることを明確にしており、無記名投票においても教育委員の説明責任を果たしているものと考えます。

次に「教科書展示会の開催方法を改善すること」について、本市ではこれまで広く市民が訪問できるよう土曜日、日曜日も開催しております。また、法定展示期間以外において、常時教科書が閲覧できるよう、昨年より千葉市中央図書館において小中学校の教科用図書について開架しております。

次に「市立高等学校の教科書採択について公正に行うこと」について、高等学校ごとに異なる種類の教科用図書を使用することが可能であり、校長は校内において選定委員会を組織し、慎重かつ公正に教科用図書の調査研究を行い選定しております。そして、校長の選定に基づき教育委員会が採択権者の責任において採択しております。

説明は以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

はい、和田委員。

和田委員 まず、教科書採択に当たりまして強い関心をお寄せいただいていることに感謝申し上げます。採択に関する会議の議論は通例公開で行われておりますし、それから、会議録も記名で後々公開されておりますので公開性は高いと思われま。課長にご説明いただいたこととほとんど同じようなことになってしま。うのですが、投票を行う前に議論を十分尽くしておりますので、そのあたりでも各委員の意思が十分に表明されているというふうに考えております。ですので、特に記名投票でなくても問題はないのではないかと考えます。

それから、展示会の土日開催、あと、先ほどご説明にもありま

したが、中央図書館での見本本の展示なども今までも行っておりますし、その他の部分でも本市の場合、願意は既におおむね満たされているのではないかと考えます。

磯野教育長 ありがとうございます。そのほか、どうでしょうか。ほかの委員、よろしいですか。

では、ほかにご意見、ご質問等ございませんようですので採決に移ります。議案第17号に係る「陳情第1号」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

磯野教育長 賛成の委員はおりません。よって「陳情第1号」を不採択とすることと決定いたしました。

議案第18号 平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

議案第19号 平成31年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

磯野教育長 次に議案第18号及び議案第19号につきましては、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うことといたします。教育指導課長、説明をお願いいたします。

中嶋教育指導課長 今回ご審議いただく2議案は、平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針及び平成31年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により議決を求めるものであります。

まず、議案第18号「平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」説明いたします。採択の対象となる教科用図書ですが、平成31年度に使用する(1)の「中学校用道徳科教科用図書」と(2)の「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」であります。「中学校用道徳科教科用図書」は道徳の教科化の実施に伴って昨年度の小学校に続き採択が行われます。今回、採択をお願いする中学校用道徳科教科用図書は「中学校用道徳科教科用図書目録(平成31年度使用)」に登載されている教科用図書です。今年度採択される教科用図書は平成31年度に使用されることとなります。

「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」は特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度採択していただいているものです。特別支援学校、特別支援学級

におきましても、検定済み教科用図書、又は、文部科学省著作の教科用図書を使用することを原則としておりますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。このことを定めているのが学校教育法附則第9条です。

なお、道徳科以外の小学校用教科用図書及び全ての中学校用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期間、小学校教科用図書は平成27年度から4年間、中学校教科用図書は平成28年度から4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとしておりますが、新学習指導要領実施に伴い、その移行期間として小学校教科用図書については平成26年度採択における調査内容をもとに平成31年度使用の教科用図書を採択することとなっております。

次に、採択の期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の規定により、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと示されていますので、その期日となっております。

3の採択方法は次の手順を経て行われます。まず、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき教科用図書選定委員会及び専門調査委員会を設置し、教科用図書に係わる調査研究及び選定を行います。次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、8月上旬にそれぞれ平成31年度使用教科用図書として教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査委員には教科用図書について識見を有する校長及び教員のうちから教育委員会が委嘱します。十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱することとなっており、中学校道徳科教科用図書の調査研究は7名、特別支援教育関係図書の調査研究は3名で進めてまいります。

次に、4の教科用図書の内容に関し考慮すべき事項ですが、平成31年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知及び選定資料と選定資料作成の基本的観点をもとに、千葉市の子どもたち及び地域性への適合等を勘案し採択を行うこととなります。

最後に、これらの採択に関わる資料につきましては、採択の透明性及び公正確保の観点から県に準じて採択が終了する日の翌

日である9月1日以降に公開したいと考えております。

次に、議案第19号「平成31年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について」説明いたします。議案18号の義務教育諸学校と異なる部分を中心にご説明いたします。

高等学校の教科用図書については、本市では市立千葉及び市立稲毛高等学校、高等特別支援学校、市立養護学校高等部がこれにあたります。千葉市立高等学校管理規則第19条に、教科用図書は文部科学大臣の検定を経たもの、又は、文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとするとしております。

3の採択方法についてですが、校長は、今申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた「教科用図書編集趣意書」等を活用するとともに、研究会を開催するなどして十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにいたします。これらの手続きを経た選定に基づき、教育委員会が平成31年度使用教科用図書の採択を行います。

次に、4の教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項についてですが、平成31年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性を勘案して採択を行うこととなります。

以上でございます。

ここで本年の教科用図書展示会についてお知らせさせていただきます。本年も例年同様に、次年度使用教科用図書の見本を千葉市文化センターにおいて6月15日金曜日から6月29日金曜日まで開催する予定です。開催期間中にご来場していただいたら幸いです。なお、詳細につきましては、追って事務局からご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

ご質問もないようですので、それでは、議決に移ります。

議案第18号「平成31年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

磯野教育長 次に、議案第19号「平成31年度使用高等学校用教科用図書
の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、
いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。
それでは、藤川委員、お願いいたします。

(藤川委員、入室)

磯野教育長 以上で公開審議案件にかかわる審議が終了いたしました。委員
の皆さん、ここまでその他としてご意見、ご質問等はございますか。
よろしいですか。

では、次に、議案第20号に係る審議に移りますが、以降の審議につ
きましては、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいた
します。

また、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員も、退出を
お願いします。

(傍聴人、指定職員以外退出)

議案第20号 千葉市個人情報保護条例による個人情報訂正請求に係る処分に
係る審査請求に対する裁決について

議案第21号 千葉市個人情報保護条例による個人情報訂正請求に係る処分に
係る審査請求に対する裁決について

教 育 長 では、改めて審議を再開します。議案第20号及び議案第21
号につきましては、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、
個別で議決を行うことといたします。

総務課長、説明をお願いいたします。

総 務 課 長 議案第20号及び第21号「千葉市個人情報保護条例による
個人情報訂正請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」ご
説明いたします。

今回の両議案は、ともに審査請求に対する裁決について千葉市教育委員
会組織規則第8条第14号の規定に基づき議決を求めようとするもので
あります。

審査請求人等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、経緯についてでございます。平成29年7月5日付で本議案に
関係する個人情報訂正請求2件が提出され、その後、弁

明書の送付、千葉市個人情報保護審査会への諮問、反論書の提出、再弁明書の送付、再反論書の提出があり、平成30年5月8日付けで教育委員会に対し、同審査会から答申がなされました。

続いて、審査請求の概要についてご説明いたします。まず、議案第20号に係る個人情報訂正請求は、「『本人が千葉市立小学校第6学年に在籍し、登校していた期間の出席簿』について、出席簿の遅刻・早退の記録が明らかに事実と相違しており、訂正を求める。なお、訂正後の内容については個人情報訂正請求書に添付した資料を参照すること」というのが訂正請求の趣旨でありました。

これに対し、教育委員会は、「審査請求人が提出した個人情報訂正請求書に添付されていた資料に関連した日にちについて、学校への聞き取り調査を行いました。が、事実と誤りがあることが確認できなかったため」と理由を付記し、個人情報不訂正決定を行いました。

これに対し、審査請求人は、「出席簿の遅刻・早退の記録が明らかに事実と相違しており、審査請求人の異議を認め、対象個人情報を正確な記載で訂正するよう求める」ことを趣旨とした審査請求を行いました。

議案第21号に係る個人情報訂正請求は、「『小学校児童指導要録』の出欠の記録欄のうち5、6学年の備考欄における欠席日数の補足説明について、5、6学年の欠席日数については補足説明が病欠（頭痛）となっているが事実と相違しており、病欠（学校管理下での同級生からのいじめ被害による精神疾患）に訂正を求める」というのが訂正請求の趣旨でありました。

これに対し、教育委員会は「小学校指導要録の出欠の記録欄の5、6学年の備考欄の記載は、当時、学校が把握していた欠席理由の主なものであり、事実と誤りがあるとは認められないため」と理由を付記し、個人情報の不訂正決定を行いました。

これに対し、審査請求人は、「学校は5、6年次における欠席が学校管理下での同級生からの集中的・継続的な暴力・暴言を伴ったいじめ被害と学級担任の不適切な対応により精神疾患を発症し、不登校になったことによるものであるという事実を当時から把握しており、学校の記載はいじめの被害を矮小化するとともに、いじめ自体を隠蔽しようとしているとも受け取れる

もので、事実と著しく異なっており、審査請求人の異議を認め、下記のとおり個人情報の訂正をするよう求める」ことを趣旨とした審査請求を行いました。

次に、答申の趣旨についてご説明申し上げます。

結論でございますが、本件、「個人情報の不訂正決定はいずれも妥当である」となっております。

議案第20号に係る不訂正決定ですが、審査会では「審査請求人が提出した書類及び実施機関の調査をもってしても本件の出席簿に記録すべき事実関係は明らかにされておらず、その結果、本件訂正請求に理由があることを確認できないことから実施機関が不訂正の決定を行ったことは妥当であると言わざるを得ない」と判断されました。

また、議案第21号に係る不訂正決定ですが、「「欠席理由の主なもの」の記載方法については、校長の裁量に委ねられていることに照らせば、欠席の理由として「頭痛」を記載したことは必ずしも誤りであるとは言えない。また、審査請求人が主張する訂正の根拠及び実施機関が行った調査の結果をもってしても、本件指導要録作成時まで、少なくとも本人が5学年及び6学年に在籍していた期間に精神疾患に罹患していた事実を、本件学校が本件指導要録に確定的事実として記載し得るほど認識していたとの事実は明らかになっていない」と判断されました。

以上のことから先ほどの結論が答申としてなされました。

続いて、「裁決書の趣旨」についてご説明申し上げます。本件審査請求に対する裁決は、答申に沿って審査請求には理由がないことから、本件審査請求を棄却したいと考えます。採決の理由につきましては、議案第20号、議案第21号ともに先程ご説明いたした答申と同様の主旨といたしました。

議案第20号及び議案第21号についての説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、それでは、議決に移ります。

議案第20号「千葉市個人情報保護条例による個人情報訂正請

求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがですか。

(「はい」という声あり)

教 育 長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

教 育 長 次に、議案第21号「千葉市個人情報保護条例による個人情報訂正請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

教 育 長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

9 その他

- (1) 第6回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言